

令和 3 年 第 1 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和3年第12回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年12月23日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所別館6階会議室A

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局
担 当 部 長 浅 井 文 彦 君
子ども未来創造局
副 部 長 藪 本 正 博 君
子ども未来創造局
学 校 教 育 監 金 城 忠 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 今 中 美 穂 君
子ども未来創造局
担 当 副 部 長 小 西 二 朗 君
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
教 職 員 人 事 室 長 葺 澤 宣 雄 君
学 校 生 活 支 援 室 長 宇 根 彩 美 君
青 少 年 育 成 室 長 今 峰 秀 樹 君
児 童 生 徒 指 導 室 長 高 取 貞 光 君
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長 高 橋 弘 樹 君
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長 福 田 浩 子 君

生涯学習・市民活動室長
保健スポーツ室長

谷尾吉章君
遠近高明君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

竹内啓仁君
中村友美君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立幼保連携型認定こども園条例制定要請の件
- 日程第 4 箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例改正要請の件
- 日程第 5 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 6 箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定要請の件
- 日程第 7 箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定の一部変更要請の件
- 日程第 8 箕面市立総合運動場の指定管理者の指定の一部変更要請の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計補正予算（第10号）の件
- 日程第10 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第11 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第12 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第13 箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第14 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
- 日程第15 生徒指導の件
- 追加第 1 箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件

(午後1時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和3年第12回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育委員会委員関係ですが、11月25日に西小学校に訪問し、教育専門監授業参観、その後教育委員会協議を行っております。2時間目に教育専門監の授業を見て、3時間目にtomoLinksを活用した授業を観察しました。教育専門監との懇談、

低アレルギー給食の試食をし、学童保育の現状の報告として、実際に放課後の学童の部屋を見に行きまして、放課後児童支援員からいろいろ話を伺っております。12月17日令和3年度第3回総合教育会議で、教育大綱2021の進捗について市長と意見交換しました。次に教育長関係ですが、令和3年第4回箕面市議会定例会が行われました。文教常任委員会では、青少年教学の森野外活動センター指定管理及び新稲の森の整備について、支援教育充実検討準備事業について、認定こども園条例についてなど多くの質疑を行いました。教育行政の課題等ですが、11月26日に令和3年度大阪府都市教育長協議会予算要望説明会でそれぞれ教育長に割り当てがあるのですが、私は人権教育担当の代表者ということで、大阪府教育委員会教育長はじめ大阪府教育庁の幹部の方々に予算の要望をさせていただきました。12月7日に（仮称）箕面市幼児教育センター開設に向けての研修会ということでオンライン開催になりましたが、大阪総合保育大学の大方学長を講師に招きまして、「幼児教育保育の質の向上について」お話いただきました。ここには市長はもちろんのこと、市内の公立民間の幼稚園保育所等の関係職員も参加しております。12月8日に内閣府子ども・子育て会議（第59回）にオンラインで出席しました。公定価格等について説明があり、保育所・幼稚園・教諭等の処遇改善に加えまして、放課後児童クラブの職員もこれが適応されるというお話を伺っております。行事報告関係ですが、11月19日に日本財団の「あすチャレ！」で、競泳や氷上競技など、夏冬合わせて5回パラリンピックに出場されているアスリートの方をお招きしまして、車椅子バスケットを箕面小学校と第四中学校でやっていただきました。私も実際に箕面小学校におきまして先生方との対戦をさせていただきました。11月27日に第43回箕面市子ども会ドッジボール大会がスカイアリーナでありまして、参加チーム26チーム子ども256人で、子どもたちは楽しくドッジボールをしていました。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち日程第13、報告第110号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」、日程第14、議案第65号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」、日程第15、報告第111号「生徒指導の件」及び日程追加第1、議案第66号「箕面市職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」は、人事案件 その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件に

については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 日程第3、報告第100号「箕面市立幼保連携型認定こども園条例制定要請の件」及び日程第4、報告第101号「箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例改正要請の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件、報告第100号は、新箕面市アウトソーシング計画に基づく公立の教育・保育施設の再編整備に伴い、箕面市立幼保連携型認定こども園を設置するため、箕面市立幼保連携型認定こども園条例の制定を箕面市長へ要請する必要性が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。主な内容としましては、令和6年4月1日から（仮称）箕面市立ちゅうぶ認定こども園を、令和9年4月1日から（仮称）箕面市立せいぶ認定こども園、（仮称）箕面市立とうぶ認定こども園を設置するものです。また、位置、事業の内容、入園資格、入園の承諾・不承諾等、保育料の減免・還付について定めるものです。また附則におきまして、関連する条例の改正を行うものです。続きまして報告第101号におきましては、民営化に伴い箕面市立稲保育所を廃止し、箕面市立桜ヶ丘保育所及び箕面市立東保育所を民営化の対象にするため、箕面市立保育所条例及び箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。主な内容としましては、箕面市立保育所条例の一部改正により令和5年4月1日から民営化に伴い箕面市立稲保育所を廃止すること、また箕面市立保育所・幼稚園民営化法人選定委員会条例の一部改正により、民営化の対象から箕面市立稲保育所をはずし、新たに箕面市立桜ヶ丘保育所、箕面市立東保育所を対象とするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 教育長（藤迫稔君）： 本件については両方あらかじめ協議会等でみなさんに何度も議論していただいた件で、実際に議会に入る前にこういう質問があり、こういう答弁をするということを説明させていただいていますが、改めてこの場で議会でどのような議論があったのかをポイントでいいので共有したいと思いますのでお願いします。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 文教常任委員会におきまして、まず概要ですが、条例制定に至る経過の質問がございました。また今後どのような流れで進めていくのかというスケジュールについてのご質問をいただいております。また、条例制定のタイミングがなぜ今なのかというご質問をいただいております。それにつきましては新アウトソーシング計画が策定されまして、最速のタイミングで全てのスケジュールについての条例化ということで回答させていただいております。また0から2才と3から5才で施設が分かれることにつきまして、不便な面があるのではとないかというご意見もいただいたのですが、こちらは今現在おられるお子様につきましては、卒業されてから施設の再編がされることで、タイミング的に令和9年度からとお伝えをしていると説明させていただいております。条例の7条のなかに、入園の不承諾という項目があるが、そちらで疾病その他の理由によりという表現が出てくるが、こちらの内容につきまして他害の行為があるようなお子様がこれに該当するような印象を与えるのではないかというようなご質問をいただいたんですけれども、こちらにつきましては、特に特定の事象を想定しているというのではなく、一般的に書かれているような条例の方法でございまして、箕面市だけではなく他市におきましても同じような定例句として書かれている内容なのでそのように回答させていただいております。また一般質問のほうで、いただいておりますやり取りがございまして、ご報告させていただきます。中嶋議員からのやり取りだったのですが、保護者との連携というところで今後どのように進めていくのかというところですが、定期的に保護者の代表の方、園所の代表の方、市の我々部局におきまして、会議を持つような流れで考えておりまして、定例的に行うことによって情報交換しながら進めていきたいと検討しています。もう1点、民間の保育所との連携についてご質問をいただきましたが、私立の幼稚園連盟が組織としてございまして、その連盟と我々がやりとりさせていただいておりますが、民間保育所はこのような組織がないので連携ということでやりとりが難しいところです。それを解消するために、民間保育園の組織を作ってくださいと我々でサポートしながら、提携を深めていける体制を取っていきたいと考えております。最後になりますが、就学前教育・保育のノウハウの連携についてというところでいただいております、まずはできることから進めていくべきではとさせていただいたのですが、冒頭教育長からもありましたが、研修の部分であったり進めていける部分かと思っております、教育センター開

設に向けての大方先生からの研修を始めとしまして、今後もできる研修は公立私立問わず一緒にやっていけるような体制を整えていきたいと思っております。現在、保育士の支援児保育研究部会というのを公立私立一緒に年3回程度、コロナの関係でやり方等は工夫しながら、積極的に拡大を進めていきたいと思っております。人材バンクについても充実を図っていただきますといただいておりますので、内容について今後検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○教育長（藤迫稔君）：今、説明がありましたように、全般を通して十分に説明がしきれてないのではとのご意見が多々ありました。どういう枠組みになるかわかりませんが進めていくなかで、丁寧にお話を聞きながら、話させてもらいながら、具体的な事項については積み上げていきたいと思っておりますのでお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第100号及び報告第101号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、報告第102号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、内閣府令特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の訂正に伴い、関係規定を整理するため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部改正について、箕面市長に要請する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。主な内容といたしましては、本条例で定める基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が令和3年8月2日付内閣府令第53号により改正され、これに伴い本条例に電磁的記録等に関する規定を追加する改正をいたしました。同年9月13日付の官報において、当該内閣府令の不備による訂正が掲載されたため、改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第102号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第6、報告第103号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。
- 子ども未来創造局青少年育成室長：本件は、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例第4条第4項の規定により箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定にかかる議案の提出を箕面市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。主な内容といたしましては、箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者について、令和4年3月1日から令和19年6月30日まで株式会社OUTDOOR LIVINGを指定しようとするものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：この案件も先ほどと同様、議会で少し時間をかけて議論された案件ですので、主なポイントについて説明をお願いします。
- 子ども未来創造局青少年育成室長：まず、12月2日の文教常任委員会では、利用料金が増額されるにあたって、これまでに利用されていた団体に対しての支援策やこれまで行われていた主催事業の開催も当初予算の方で検討していることについてご説明させていただきました。今まで指定管理料が約4千万かかっていたところが0になるという提案がございまして、今後の市のコストメリットがあるというのも説明させていただきました。また、議員の方から新稲の森や教学の森を含めて必要以上に木を切らないようにというご意見もありました。また本会議では修正議案として教学の森2億円の債務負担、新稲の森9千980万円の補正予算、これを皆減するという提案がございましたが、修正案は否決され、原案どおり承認されましたので、ご報告いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：補足ですが、本会議の方では、新稲の森に関しまして自然環境に配慮すべきだと、また地元の人に迷惑をかけないようにちゃんと考える、あるいはそういった具体案が出てきたら、ちゃんと地元の方々には丁寧に説明すべきという意見もありましたので、その意向に沿った形で進めていきたいと思っております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第103号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第7、報告第104号「箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定の一部変更要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。
- 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長 : 本件は、箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定について、その指定の期間を1年間延長するため地方自治法第244条第6項の規定により、箕面市長に要請する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。変更前につきましては、指定の期間を令和4年3月31日までとしておりましたが、指定の期間を令和5年3月31日までに改めるものでございます。指定管理期間の延長理由についてでございますが、箕面文化・交流センターが設置されております箕面サンプラザ1号館の建替事業協力者が本年7月に提案した事業想定スケジュールでは、建物建て替え明け渡し令和5年夏頃となっているため、令和4年度の1年間同センターの貸室利用を延長することとしたことから指定管理者の指定期間を1年間延長するものでございます。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員(稲田滋君) : 明け渡しが令和5年夏頃ということで、それまでは利用できるということですね。青少年指導センターがそこで相談業務をしているのですが、明け渡した後、どこにくるのか、市役所になることがないようにできたらしてほしい。教育センターの相談業務が市役所にきました。また青少年指導センターの相談業務も市役所にくるとなると顔がさすというか、相談に行きにくい状況になるおそれもあるので、だいたひ時間の余裕ができたので、できるだけいろいろなところで相談ができるような形にしていきたい。時間があるので場所の選定についても検討していただきたいとお願いいたします。
- 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長 : 現在サンプラザ1号館に入居されている方がおられますので、箕面文化・交流センター等の公共施設の再配置案につきましては、建物明け渡しがどれくらいになるかにより公共施設の再配置案が決定してまいりますので、そのあたりの面積等を見ながら、どの辺りがサンプラザ1号館に残るのか、内部で協議していきたいと考えております。そのようなご意見があったということをごちからの方で認識させていただきたいと思ひます。
- 委員(稲田滋君) : 建て替えている間の仮の指導センターをどこに持ってい

くのかという話で、建て替えた後にそこにもっていくかどうかはわからない話でしょうが、みんな市役所に相談窓口を寄せるということではなくて、あちこちに相談窓口がある形にしてくださいということです。お願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第104号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、報告第105号「箕面市立総合運動場の指定管理者の指定の一部変更要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局保健スポーツ室長： 本件は、箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場の指定管理者の指定について、その指定の期間を1年延長するため、地方自治法第244条第6項の規定により、箕面市長に要請する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。変更前は指定の期間を平成23年4月1日から令和4年3月31日までとしておりましたが、平成23年4月1日から令和5年3月31日までに改めるものです。指定管理期間の延長理由ですが、令和3年度の1年間、現指定管理者の指定管理期間を延長した理由は2つあげていました。まず1つ、第一総合運動場と新稲の森との一体的在り方の検討に関しましては、箕面新稲の森が、箕面市立青少年教学の森野外活動センターと一体的に活用することが決定しましたので、延長理由の1つは解消されました。2つ目の理由として総合水泳水遊場整備を休止決定したことに関してですが、整備予定地の埋め立て造成を令和3年度中に完了予定で進めていますが、今後の暫定的な活用方法について現在も検討中であり、延長理由は解消できておりません。このような状況から指定管理者の指定期間を1年間延長するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第105号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第9、報告第106号「箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計補正予算（第10号）の件」を議題

といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和3年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和3年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。令和3年度箕面市一般会計補正予算第10号として、まず、学校教育関係につきましては、歳出におきまして、支援教育充実検討準備事業の実施及び箕面新稲の森のインフラ整備等に伴い、1億2,368万2千円の増額を計上しています。また、歳出で計上した箕面新稲の森のインフラ整備経費について、9,980万円を繰越明許費とし、債務負担行為補正といたしましては、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの施設改修費用につきまして、あらたに、令和3年度から令和19年度までの期間、2億円を限度額として債務負担行為を設定しようとするものです。次に、子育て関係につきましては、歳出におきまして、国庫補助金等を返還するため、8,135万3千円を計上しています。次に、生涯学習関係につきましては、債務負担行為補正といたしまして、文化・交流センター管理運営事業につきましては、あらたに、令和3年度から令和4年度までの期間、3,483万4千円を、総合運動場管理運営事業につきましては、あらたに、令和3年度から令和4年度までの期間、7,221万4千円を限度額としてそれぞれ債務負担行為を設定しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第106号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第10、報告第107号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の解職及び任命を行う必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。箕面市奨学資金基金条例に基づき設置する箕面市奨学生選考委員会の委員から令和3年11月30日付で辞職願いが提出されましたので、これを承認の上解職すると共に、箕面市奨学資金基金条例第2条の2第3項及び第4項ただし書の規定に基づき新たに任命したものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第107号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第108号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第108号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第109号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る11月18日に開催されました令和3年第11回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第109号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」について申出を受けますが、いかがですか。
- 教育長(藤迫稔君) : オミクロン株の市中感染が大阪で出たということですが、今の時点で何か共有しておくことはありますか。なければもう1点、修学旅行を含めた宿泊合宿について現在どのような状況になっているか報告してもらえればと思います。
- 子ども未来創造局学校生活支援室長 : 今、春頃に計画されていたものが、秋冬にされておりまして、12月20日時点までで計画されていたものは全て順調に終わっています。修学旅行、宿泊合宿などを残しているのが、1月2月に4、5件予定をしております。
- 教育長(藤迫稔君) : それだけが心配ですね。逆に我々が感染予防対策をしっかりしないといけないということなので、この間安心していましたが、気合いを入れ直してやっていきたいのでよろしくお願いします。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは次に、日程第13、報告第110号「箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴のかたは退席してください。

(傍聴者及び当該案件に係る事務局以外の事務局職員の退席)

(報告第110号、議案第65号、報告第111号及び議案第66号に係る審議)

- 代表教育委員(山元行博君) : 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案2件、報告12件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長(藤迫稔君) : ありがとうございます。これをもちまして、令和3年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

(午後2時24分閉会)

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委員